

# 鳴門うずしお果実酒・リキュール特区

都道府県名： 徳島県

申請主体名： 鳴門市

区域の範囲： 鳴門市の全域



特区の概要：

鳴門市では、特産の梨をはじめ、すだち、はっさく等の多様な果樹農業が展開されておりブランド化を推進している。近年、果実消費の伸び悩みやそのことを原因とした出荷価格の低迷により、産地が衰退してきており、新たな消費ニーズを確保するための加工商品の開発や販路拡大による付加価値の向上が求められている。そこで、本特例を活用し、小規模な製造業者や農家が取り組む民宿等において、果実酒・リキュールが製造提供できるようにすることにより、産業の広がり、人と人の繋がりを深め地域活性化を推進する。

適用される規制

の特例措置：

- ・ 特定農業者による特定酒類の製造事業
- ・ 特産酒類の製造事業



全国ナシ研究大会での「園地紹介」



特産の幸水梨を収穫体験